

地方移住政策の半世紀と 都市自治体による移住促進の現在地

国際大学 GLOCOM 主任研究員・講師 伊藤 将人

1970年代のUターン促進から、Iターンの登場、団塊世代の移住促進、地域おこし協力隊、そして地方創生へ。地方移住政策は約半世紀をかけて全国へ広がり、移住者に期待される役割も、産業を支える労働力から地域課題の解決を担う「人材」へと変化してきた。本稿は、その政策史を辿るとともに、全国調査から都市自治体の現在地を明らかにする。調査からみえてきたのは、都市自治体の81.4%が移住促進施策を実施し、半数強が業務を外部委託する一方で、約4割は効果を小さいと認識し、移住に関する実態調査の実施は31.4%にとどまるという実態である。施策が標準化した今こそ、KPIや成功事例だけでは捉えられない、移住者の選択と移住後の暮らしを把握し、政策の継続可否も含めて、実情に即して再構築することが求められる。

1 全国の自治体に広がる地方移住政策

地方移住政策（以下、移住政策）¹は、誰の、どのような移住を「望ましい」とみなしてきたのだろうか。若者、子育て世代に地方暮らしを選択してほしい、地元出身者に戻ってきてほしい、地域の活性化に〈役立つ〉人材に来てほしい。移住者数が増加し、KPIが達成されればよいという発想もあり得るかもしれない。

地方移住という個人的な経験と実践が、政策による促進の対象となったとき、それは移住者数や相談件数といった計測可能な指標へと置き換えられる。政策研究が示してきたように、政策は既存の社会問題に対応するだけでなく、何を問題とみなし、その原因をどこに求めるかという物語でもある。さらに、政策立案は、支援や働きかけの対象となる集団を定義し、その人びとに特定の属性や役割を付与する。こうした観点に立つと、「移住者」は決して自

明なカテゴリーではないことに気がつく。住民基本台帳に基づく転入者なのか、相談窓口を利用して転入した人なのか、補助金の受給者なのか、地域おこし協力隊員なのか。

こうした根本的な問題は、移住政策が全国に広がった現在、ますます重要になっている。地方創生以降、移住者数や相談件数が自治体のKPIに組み込まれ、移住政策は一部の自治体による取組みから、多くの市町村が採用するスタンダードな政策へと変化した。後述のように、筆者らの全国調査でも、都市自治体の81.4%が何らかの移住促進施策を実施していた。町村に限らず、都市自治体においても8割を超えているのである。他方で、実施自治体の約4割は、政策の効果が小さいと認識している。移住促進施策の普及は、必ずしも明確な成果認識を伴っているわけではない。

では、およそ半世紀をかけて形成され、普及した

1 本稿では、国や自治体、関連する諸団体などの各種アクターが、地方移住を政策的に促進し、移住までの道のりを整備するという政策アイデアや論理、価値規範などを移住促進と呼び、それを実現するために採用される方針や手段を指して移住政策や移住促進施策と呼ぶ。

移住政策は、現在、都市自治体においてどのように実施されているのか。また、自治体は政策の対象となる移住者とそのニーズを、どこまで把握できているのか。本稿では、まず 1970 年代以降の地方移住政策史を辿ることで、政策主体や政策対象、政策アプローチ、正当化／正統化論理などの変化を整理する。つづいて、全国自治体調査の結果から、都市自治体を中心に、施策の実施状況、効果認識、外部委託状況、そして今後の方針を明らかにする。最後に、地方創生の開始から 10 年以上を経た今こそ、各自治体にとっての地方移住とは何なのか、移住政策とは何なのかを問い直すことの必要性を、「調査」という観点から論じる²。

2 地方移住政策の歴史

地方への移住を政策的に促進する動きは、いつ頃から始まったのか。国家による人口移動の誘導を広く捉えるならば、北海道開拓や第二次世界大戦期の満州移民まで遡ることができる。しかし、それらは領土開発や植民、人口配置を主目的とし、現在、地方移住と呼ばれるものを促す政策とは目的や性格を異にする。

現代的な意味での移住政策は、高度経済成長期の終焉以降、経済成長を優先する社会から生活の質・個人のライフスタイルを重視する社会への変化と、人口減少と少子高齢化に伴う過疎化や人手不足を背景に拡大してきた側面がある。そこで本稿では、主に 1970 年代以降を対象に政策史を紐解いていくこととしたい。

(1) 1970 年代：U ターンの発見と初期施策

地方移住はしばしば I ターン、J ターン、U ターンに類型化される。このうち、最も早く概念化され、社会的・政策的関心を集めたのは「U ターン」である。1970 年頃、人口学者の黒田俊夫は、三大都市圏への人口流入が減少する一方で、三大都市圏からの人口流出が増加していることを発見し、後者を U ターン現象と名付けた（黒田 1970: 167）。黒田は、これを人口移動の近代化と位置づけ、大都市

圏への人口集中を基調としてきた従来型の人口移動から転換し、人口の地方還流時代が始まると予測した（岡田 1976: 14-15）。

人口移動パターンの変化を背景として、1970 年代には一部の自治体が早くも、U ターン促進に着手している。山梨県は 1973 年に、職業安定課と雇用対策協議会が甲府駅と韮崎駅に「U ターン特別相談所」を開設し、県内 6 市の繁華街で懸垂幕の掲出やビラの配布を行った（読売新聞 1973.9.11）。しかし、1970 年代時点では、こうした動きはごく一部の自治体にとどまるものであった。

(2) 1980 年代：地方の時代と移住の制度化

1970 年代後半以降、保守・革新の双方から支持され、ジャーナリズムでも広く取り上げられた「地方の時代」というスローガンがある。当時、その背景には、地方から大都市圏への一方向的な人口移動が変化しつつあることを受けて、地方の役割や価値を改めて捉え直す必要があるとの認識があった（浦野 1983: 171）。第三次全国総合開発計画では、「定住構想」が掲げられ、「地方定住」が国土政策上の課題として明示された。このため、三全総は地方の時代を政策的に具体化する指針と位置づけられた（鈴木 2019: 33）。

こうした中で、労働省や農林水産省は、地方における産業人材の確保という観点から U ターンや J ターンを政策対象とし、実態把握を進めるとともに、大卒者や若年層を対象とする就業・移住支援を展開した。これにより、U ターンは人口移動を説明する概念にとどまらず、雇用政策や産業政策と結びついた政策手段として徐々に中央政府レベルでも制度化されていった。

都道府県においても、同様の施策が展開された。1984 年には、熊本県が都道府県による本格的な移住施策の先駆けの一つである「U ターンアドバイザー制度」を創設した。同制度は、都市圏に相談窓口を設置し、移住希望者に対する情報提供や県内企業との就職仲介を行うものであり、現在の移住相談および就業マッチング施策の先駆的事例である（伊

2 本節の内容は、伊藤将人（2025）『戦後日本の地方移住政策史——地域開発と〈人材〉創出のポリティクス』春風社の内容に基づく。

藤 2023a)。その後、同施策は他都道府県へと水平波及し、1990年代半ばには、30数県から40県程度がUターン相談窓口を設置し、何らかのUターン施策を実施する状況にまで至った。

(3) 1990年代：UターンからIターン促進へ

1990年代になると、地方分権改革が進展する一方、バブル経済の崩壊と長期不況によって、地方を取り巻く政治経済環境が大きく変化した。地方自治体には自主性・自立性の発揮と「個性ある地域」の形成が求められ、自治体間競争も強まった。他方、脱工業化や景気後退により、企業誘致や大規模な観光開発に依拠した従来型の地域振興は困難となった。こうした中で、地域外から人材や人口を直接呼び込む移住政策が、新たな地域振興策の一つと目されるようになった。

その象徴が、「Iターン」という概念の登場と一般化である。この言葉は、当初、長野県の人材還流事業において、他都道府県から長野県への移住を促す政策上の標語として用いられた。それは、「信州を愛し、心のふるさととして就職・永住したい」と考える者が、Iの字のように長野県を目指すという意味から「I（愛）ターン」と名づけられた。その後、出身地への帰還を意味するUターンと異なる移住類型として広がり、都市から農山漁村や地方都市への移動や田舎暮らしを、生活様式の選択肢として捉える契機となった（菅 1998: 141）。

国においても、1989年に労働省が「人材Uターンセンター」を設置し、人材地方還流促進事業の一環として「Uターンフェア」を開始した。同フェアは、その後、37道県、761社が参加する規模へと拡大した。国土庁も「大都市住民の地方移動（回帰）促進調査」を実施し、UJIターンの倍増を目標とする施策を展開した。

都道府県では、大都市圏を除く大半の道府県がUターンを中心とした移住施策を実施するようになり、移住政策は都道府県行政の標準的な政策領域となった（伊藤 2025）。一例として、北海道は、1987年に開始したUターン施策を、1992年にIターンを含む「北海道人材誘致推進事業」へと拡充した。移住相談者数は1990年の3,935人から1993年には6,543人へ、登録者数も681人から2,158

人へと増加した。

市町村においても、バブル経済末期以降、移住促進に取り組む自治体が増加した（住田・渡邊・羽生 2001: 357）。とりわけ1994年以降は、Iターン誘致に着手する市町村数がUターン誘致に着手する市町村数を上回った。つまり、1990年代は、移住政策の重点が、Uターン促進からIターン促進へと移行した時期であった。

(4) 2000年代：団塊世代の移住と民間連携

21世紀に入ると、人口減少や少子高齢化が現実の政策課題として認識され、農山漁村では過疎化と担い手不足が一層深刻化した。こうしたなかで、移住政策は人口の確保にとどまらず、地域社会の維持や活性化に必要な人材を地域外から獲得するための政策として積極的に位置づけられるようになった。

この時期、主要な政策対象となったのが団塊世代である。1990年代後半に「定年帰農」が注目を集め、2000年代半ばには、団塊世代の一斉退職を指す「2007年問題」と結びつけて、団塊世代の移住への期待が高まった。団塊世代は、退職後の居住先を求める居住者としてではなく、職業経験や専門知識、社会参加への意欲を有し、地域産業や医療、福祉、教育などを支える人材として社会的・政策的に捉えられたのである。

同時期、国も複数の研究会を設置し、UJIターンや二地域居住、「人生二毛作」などを通じて、団塊世代の移住を人口減少対策や地域活性化策として推進した。ただし、定年延長などもあり、また将来推計の妥当性にも課題があったため、期待されていた規模の移住は生じなかった（伊藤 2023b）。

この頃、移住政策の担い手も多様化し始めた。移住政策は、行政区域外に居住する潜在的移住者への情報提供に加え、就業、住居、地域との関係形成を一体的に支援する必要がある。このため、自治体が担いにくい仲介機能を補完する民間企業や各種団体の役割が拡大した。2003年には、企業、NPO、市町村などの連携組織として「オーライ！ニッポン会議」が設立され、2006年には全国農業会議所が移住情報誌の発行を開始するなどした。

そうした動きを象徴するのが、NPO法人ふるさと回帰支援センターである。連合が1998年に提起

した「100万人のふるさと回帰運動」を基礎として、2002年に設立総会が開かれ、翌年にNPO法人として認証された。同センターは相談・情報提供に加えて調査や政策提言を行い、その成果は国の研究会報告書や施策形成にも参照された。つまりこの時期、移住促進が行政主導の政策から、民間企業や中間支援組織を巻き込んだ官民連携の政策領域へと展開したのである³。

(5) 2010年代以降：地方創生と移住促進

2000年代末以降、移住政策の主な対象は、中高年層から、若年層・子育て世代へと移行した。2009年度に創設された総務省の地域おこし協力隊は、象徴的な制度である。同制度は、都市住民を一定期間地域に受け入れ、地域協力活動への従事と定着を促すものである。現在、隊員数は8,000人を超え、最多を更新している。

2010年代の移住政策に最も大きな影響を与えたのが、まち・ひと・しごと創生（地方創生）である。まち・ひと・しごと創生法および国の総合戦略では、東京一極集中の是正と地方の担い手不足への対応を目的に、「地方への新しいひとの流れをつくる」ことが基本目標として掲げられた。これにより、国と自治体が一体となって地方移住を促進する国家的体制が構築された。

それを支えたのが、地方版総合戦略、KPI、地方創生関係交付金などの地方創生の制度的特徴である。地方版総合戦略の策定は努力義務であったが、結果、ほとんどの自治体が策定したため、移住者数や移住相談件数が各地の施策やKPIに組み込まれた。その結果、移住政策は市町村行政にも急速に普及するとともに、移住者の獲得をめぐる過度な自治体間競争を生じさせた。

都道府県レベルでは、人口の流入地域とみなされてきた東京都も、2022年から多摩・島嶼部への移住促進に着手しており、全都道府県が移住促進に取り組む状況となった（伊藤・包 2026）。市町村についても、8・9割が何らかの移住促進施策を実施する状況となっており、大半の市町村が採用するスタンダードな政策手段となったのである。

3 都市自治体による移住促進の実態

以上のように変遷してきた移住政策であるが、都市自治体は現在、移住政策をどのように実施しているのだろうか。以下では、筆者らが2024年に全国の基礎自治体を対象に実施した質問紙調査の結果を用いる。有効回答428自治体のうち、市および特別区は236自治体であり、そのうち移住促進施策を実施していた192の都市自治体を主な分析対象とする。

(1) 8割強が施策を実施、6割弱が効果を肯定的に評価

まず、都市自治体による移住政策の実施状況は、実施している自治体が81.4%、実施していない自治体が18.6%であった。およそ8割強の都市自治体が、何らかの移住促進施策を講じていることが確認された。

では、移住政策を実施している自治体は、その効果をどのように認識しているのだろうか。効果の大小について尋ねたところ、都市自治体では「効果が大きい」が10.9%、「どちらかといえば効果が大きい」が47.9%、両者を合わせて58.8%となった。他方で、「どちらかといえば効果が小さい」は33.9%、「効果が小さい」は5.7%であった。町村自治体を含む全体平均で「効果が大きい」「どちらかといえば効果が大きい」とする回答が54.9%であることと比較すると、都市自治体の方が移住政策の効果をやや肯定的に評価している。ただし、実施自治体の約4割は、施策の効果を小さいと評価しており、施策の広範な普及が、必ずしも高い成果認識を伴っているわけではないことが確認された。

(2) 高い情報発信実施率、低い直接的交流率

施策の実施状況を確認すると（表1）、情報発信に関する施策の実施割合は高い傾向にあり、直接的な交流機会の創出や移住先候補地域への訪問を伴うものは相対的に低かった。

3 2026年現在も進行し続けるこうした状況を「地方移住の商品化」と呼ぶ議論もある（伊藤, 2026）。

表 1 移住施策別の実施割合⁴

	市区自治体	町村自治体
空き家バンクの設置	88.5%	87.3%
パンフレット、ガイドブックの配布	84.9%	76.5%
移住相談窓口	83.9%	86.7%
移住フェアへの出展、開催	82.8%	78.3%
移住奨励金等の金銭的支援	79.2%	69.9%
ポータルサイト（専用サイト）の設置	74.5%	51.8%
SNSによる情報発信	73.4%	61.4%
移住しての起業・創業に対する支援	55.7%	56.6%
移住相談員、アドバイザー等の設置	53.1%	41.0%
オフラインでの個別相談会の実施	52.1%	41.0%
オンラインでの個別相談会の実施	52.1%	34.3%
お試し移住（宿泊が可能なもの）	46.4%	51.8%
移住体験ツアー	38.5%	32.5%
移住者同士の交流機会の創出	38.5%	31.3%
移住に関する実態調査	33.3%	22.3%
引越し費用の補助	32.8%	30.7%
移住者と地元住民の交流機会の創出	29.2%	27.7%
各種移住マッチングサービス	25.5%	16.3%

都市自治体では、「空き家バンクの設置」（88.5%）、「パンフレット等の配布」（84.9%）、「移住相談窓口」（83.9%）、「移住フェアへの出展・開催」（82.8%）が回答自治体の8割を超えた。都市自治体は、18項目中15項目で町村および全体を上回っており、特に「ポータルサイトの設置」は町村自治体を22.7ポイント、「オンライン個別相談会」は17.8ポイント上回った。SNSによる発信などでも実施率が高く、情報発信や相談対応を多面的に展開している傾向が読み取れる。

町村自治体を上回ったのは、「移住相談窓口」「起業・創業支援」「お試し移住」の3項目のみであった。このことから、都市自治体ではデジタル媒体などを活用した情報発信・相談施策が相対的に充実している一方で、町村自治体ではより直接的なコミュニケーションを一定程度伴う施策が相対的に充実していることがうかがえる。一口に移住施策、移住支援といっても、施策の構成には市区町村の間で一定の差異がみられる。

（3）移住促進を委託している割合は5割強

つづいて、移住促進施策の外部委託状況を確認する。移住政策では、自治体外に居住する移住希望者に対する情報発信や相談対応、イベント運営、就業・住居のマッチングなど、自治体内部だけでは担いきれない専門業務が少なくない。そのため、前述の

とおり、民間企業やNPO、地域団体などの外部主体が政策実施に関与する機会が拡大してきた。外部委託には行政資源の補完や専門性の活用が期待される一方で、公的資金の地域外流出や説明責任、民間の論理が政策に及ぼす影響も指摘されている。そこで、都市自治体において移住促進業務がどの程度、外部委託されているのかは重要なテーマである。

分析の結果、都市自治体における移住促進の外部委託率は、「すべて委託」が1.0%、「一部を委託」が50.5%、「委託していない」が48.4%という結果となった。このことから、およそ半数強の都市自治体は、移住促進施策のすべてもしくは一部を外部に委託していることがわかる。町村自治体と比較すると、都市自治体の外部委託率は10ポイント以上高い。このことは、大規模自治体ほど外部委託・民間連携による移住促進を実施しやすい状況にある可能性を示唆している。背景には、人材や財政面の余裕、ノウハウやネットワークの蓄積をめぐる差があると考えられるが、この結果は自治体間で外部委託の実行能力に差がある可能性を示唆している。

外部委託について、もう少し詳細に実態をみてみたい。具体的には、どの業種に委託がなされているのか、である。この点について、外部委託している都市自治体に尋ねた結果、「広告デザイン業」が15.8%と最も多く、次いで「各種地域団体」が14.7%、「出版業」が10.5%であった。「情報処理サービス業」と「旅行観光宿泊業」も、それぞれ8.9%を占めている。これを踏まえると、移住促進事業の外部委託先は、広告、出版、情報処理などの情報発信関連業種が比較的大きな割合を占めていることがわかる。元来、自治体行政は行政区域内の住民サービスを主な対象としてきたため、区域外の移住希望者に対する継続的な情報発信には、行政内部とは異なる専門性が求められる。しかし、移住政策や関係人口政策、観光政策などに関しては、必然的に自治体外への発信を伴うこととなる。結果として、そうした情報発信を専門とする事業者への外部委託が様々な形で行われ、移住促進を事業領域とする多様な民間主体が形成されているのである。

4 複数回答。都市自治体：n=192、町村自治体：n=166。

(4) 今後の方針は現状維持が中心

最後に、今後の移住促進施策の方向性について尋ねた結果、都市自治体では「現在の取組みを維持する予定」という回答が69.3%と最も多く、「拡大していく予定」の27.6%がこれにつづいた。対して、「縮小していく予定」は2.0%、「廃止する予定」は1.0%にとどまっている。

町村自治体と比較すると、都市自治体では施策の拡大を予定する割合が相対的に低く、現状維持の割合が高かった。このことから、都市自治体では、既に一定の移住促進施策が整備・実施されており、新たな拡充よりも、既存施策を継続的かつ安定的に運用することが重視されていることが示唆される。

さらに、ふるさと住民登録制度などにより関係人口政策への関心が高まっているが、移住促進と関係人口促進の今後のバランスについても尋ねていた。その結果、今後の移住促進と関係人口促進の位置づけについて、都市自治体では「移住促進と関係人口促進を同程度のバランスで進めていきたい」とする回答が59.7%と最も多かった。次いで、「関係人口促進よりも移住促進に力を入れていきたい」が16.9%、「移住促進よりも関係人口促進に力を入れていきたい」が9.3%となった。「どちらも規模を縮小していきたい」は1.3%にとどまっており、都市自治体の多くは、移住促進と関係人口促進の両方を並行して継続・推進する意向を有していることが明らかになった。

4 移住政策を実態把握から再構築する

移住政策は、およそ50年をかけて、特定の自治体による先駆的な取り組みから、全国の基礎自治体が広く採用する政策へと展開してきた。都市自治体においても多様な施策が実施されており、今後もその多くが現在の取組みを維持または拡大する方針を示している。

こうして拡大してきた移住政策であるが、そこにはいくつかの課題もある。なかでも、特に真剣に考えるべきと思われるのが、「実態把握の不十分さ」である。当然ながら施策が広く実施されていることと、移住者や移住検討者の実態が十分に把握されていることは同義ではない。

移住に関する実態調査の実施状況を尋ねたとこ

ろ、都市自治体で調査を「行っている」と回答した割合は31.4%にとどまった。町村自治体の約2割を上回るものの、都市自治体でも3分の1に満たない。一方で、「行いたいだが、現在は行っていない」が14.0%、「行っていない」が48.7%であり、両者を合わせると62.7%となる。すなわち、多くの都市自治体が移住促進施策を実施し、継続や拡大を検討しているにもかかわらず、支援へのニーズや、移住前後の実態を的確かつ継続的に把握できていないのである。

そもそも、地方移住については、いまだ十分に明らかになっていないことが多い。住民基本台帳などの統計から転入者数や転出者数を把握することはできるが、誰が、なぜその地域を選択したのか、どのような情報や支援が移住の意思決定に影響したのか、移住後にどのような困難を経験しているのかまで把握できている地域は極めて少ない。また、自治体が把握する「移住者」が、相談窓口や支援制度の利用者に限られている場合も多いため、各種支援を利用せずに転入した人びとは把握の対象から外れることが多い。

さらに、移住の理由や移住後に直面しやすい課題は、一様ではない。移住の理由や移住後の課題は、同じ都市自治体の内部でも、中心市街地、郊外住宅地、合併によって市域に含まれた農山村地域の間でも大きく異なり得る。また、移住を取り巻く状況は、雇用環境や土地・住宅価格、支援制度の変化などによっても変化する。したがって、他自治体の成功事例を導入するだけでなく、それぞれの地域において、誰が、なぜ、どのようにして移住し、いかなる暮らしを営んでいるのかを継続的に確認する必要がある。

この点について、具体的な事例を紹介したい。2025年度に、福岡県の人口10万人規模の自治体と3つの移住関連調査を共同で実施した。1つは、近年の転入者を対象に、転入理由や移住後の生活満足度、項目別不安度、居住意向などを尋ねる無作為抽出の郵送アンケート調査である。2つ目は、当該自治体と近隣で住宅を購入した人、または購入を検討している人を対象に、オンラインパネルを用いて住宅購入に関する調査である。そして3つ目は、県の移住相談窓口の協力を得て、同窓口を訪れた移

住検討者を対象に、移住先の検討状況や候補地選定の理由、支援制度への期待を把握した調査である。

調査結果を分析すると、当該自治体においては、多様な支援制度が存在しているにもかかわらず、十分に使われていないことが判明した。この自治体は、積極的に移住促進に取り組み、移住支援策が比較的充実している自治体である。しかし、転入者に対して、転入時に利用した移住支援策を尋ねたところ、回答者 292 人のうち、利用者が 13 人、非利用者が 279 人であり、利用率はわずか 4.5% であった。この結果は、移住支援策がいかに認知されていないか、必要としている人に届いていないかを示すと同時に、政策上の「移住者」と転入者がいかにかけ離れた状況にあるかを示している。

こうした示唆は、得られた知見の一部にすぎない。しかし、調査によって課題とニーズ、そして限られた予算と人員をどこに振り向けるべきかが明確になり、実際に次年度以降の施策に反映された。

移住政策は、地方創生時代の自治体行政における標準的な政策領域の一つとなった。しかし、その広がりには比して、移住の実態や効果については、いまなお不明な点が多い。今後求められるのは、施策数や移住者数・移住相談者数を競うことなく、変化する実態を正確かつ継続的に捉え、検証し、必要に応じて修正しながら仕組みを整えていくことである。地方創生の開始から 10 年以上を経た今、都市自治体の移住政策には、地域の実態を継続的かつ的確に把握し、その知見に基づいて施策を検証・再構築することが求められている。

謝辞

本研究は、JSPS 科研費 JP24K22678 の助成を受けたものである。

参考文献

- 伊藤将人（2023a）「地方自治体による政策的移住促進の誕生と展開——熊本県における U ターン制度とテクノポリス構想の関連に着目して」『国際公共経済研究』第 34 巻、pp.85-93.
- 伊藤将人（2023b）「なぜ団塊世代の地方移住は積極的に促進されたのか——国の研究会報告書における移住促進言説の正当化／正統化戦略に着

目して」『日本地域政策研究』第 31 巻、pp.40-49.

伊藤将人（2025）『戦後日本の地方移住政策史——地域開発と〈人材〉創出のポリティクス』春風社

伊藤将人（2026）「「地方移住の商品化」の歴史社会学——1980 年代以降の通史的 analysis」『GLOCOM DISCUSSION PAPER』No.27、pp.1-19.

伊藤将人・包薩日娜（2026）「東京圏自治体における移住促進施策の位置づけと担当者の認識——全国自治体調査に基づく比較分析より」『都市社会研究』第 18 号、pp.205-220.

浦野正樹（1983）「「地方の時代」における現代コミュニティ」日本都市学会編『日本都市学会年報：地方の時代と都市』第 16 巻、pp.169-182.

岡田真（1976）『人口 U ターンと日本の社会』大明堂

黒田俊夫（1970）「労働力人口の U ターン現象」佐藤毅・鈴木広・布施鉄治・細谷昂編『社会学を学ぶ』有斐閣選書、pp.167-168.

菅 康 弘（1998）「脱都市移住者の群像——‘stranger-native interaction’の理解のために」『甲南大学紀要』第 109 巻、pp.141-166.

鈴木誠（2019）『戦後日本の地域政策と新たな潮流——分権と自治が拓く包摂社会』自治体研究社

住田和則・渡邊貴介・羽生冬佳（2001）「自治体における UI ターン施策に関する研究」『第 36 回日本都市計画学会学術研究論文集』第 36 巻、pp.355-360.